| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- |
| 第３章　包括外部監査の結果（監査の結果及び意見） |
| 　第２　府立学校に係る監査の結果及び意見 |
| 　　１　物品管理（危険物管理） |
| 【意見１】全ての府立学校の危険物の保管、管理状況の確認及び必要な対応【教育庁】 | 大阪府は、全ての府立学校の危険物の保管、管理状況を確認し、不適切な状況が明らかになった場合には、安全性を確保するなど、必要な対応をすべきである。 | 毒物、劇物等の危険物の管理状況を記録するための統一的な薬品管理簿の様式を府立学校に示し、適切に管理させる。保管・管理の状況について、点検調査票を用いて府立学校から教育庁に報告させる。報告の結果、不適切な状況を確認した場合は、生徒及び職員の安全性の確保を念頭に保管場所等について改めて府立学校から報告させることにより保管状況について把握し、教育庁及び府立学校で対応策を講じる。 |
| 【意見２】府立学校で使用する実験用薬品等の廃棄、購入費用の抑制【教育庁】 | 大阪府は、府立学校で使用する実験用薬品等につき、使用の計画を立てるなど、大阪府としての廃棄、購入費用の支出を可能な限り抑制できるようにすべきである。 | 府立学校において、薬品管理簿等で実験用薬品等を適切に管理するなど、使用の計画や在庫管理を行うことにより、可能な限り廃棄、購入に係る費用の支出を抑制できるようにする。 |
| 　　２　私費会計 |
| 【意見３】学校給食費の公会計化についての具体的な検討【教育庁】 | 大阪府は、府立学校の学校給食費の公会計化につき、そのメリット、デメリットを比較検討するなどしてその当否を具体的に検討すべきである。 | 府立学校の学校給食費の公会計化について、メリット・デメリットを検討した結果、府立学校が広域にわたり設置されていること、学校給食に使用する食材は当日納品が基本であること、子どもたちの特性に考慮した給食献立を学校ごとに作成していること等を勘案して、現在は公会計化を行わないこととした。 |
| 【意見４】同窓会等の会計事務を受任している現状に関する立場の明確化【教育庁】 | 大阪府は、府立学校が同窓会等の会計事務を受託している現状に関し、それをいつまで許容するのかの立場を明確化した上で、府立学校を指導すべきである。 | 同窓会等の会計事務を委任を受ける期間については、委任を受けないこととした際の同窓会等に及ぶ影響を考慮し、判断する必要がある。そのため、同窓会等が自立していくに当たっては、教育関連団体に係る課題として、学校現場及び教育庁全体の課題として認識し、具体的な対応の判断に向けて、相互に協議を行う等、取り組んでいく必要があるものと考えている。 |
| 【意見５】未収金に関する適切な処理に関する指導【教育庁】 | 大阪府は、府立学校に対し、私費会計における未収金をなくすために自ら適切に処理するよう指導すべきである。 | 例年、学校徴収金等の未返還金、未収金の状況について調査を実施しており、担当者全員で情報を共有の上、各自担当校に対し適宜助言を行っている。また、未収金に関する対応については、滞納処理として督促及び催告、時効管理と債権放棄等の方法について、学校徴収金の会計処理基準及び学校徴収金等取扱マニュアルにより周知している。現在、学校においてより適正な会計処理が図られるよう、当課が指導・助言を行うに当たり、学校徴収金等取扱マニュアルや過去の通知等の確認・整理や、研修を行う計画などの手続を進めている。 |
| 【意見６】預り金会計について返還金が発生した場合の速やかな返還手続【教育庁】 | 大阪府は、府立学校に対し、預り金会計について、返還金が発生した場合には卒業等の後速やかに返還手続をとるよう指導すべきである。 | 例年、学校徴収金等の未返還金、未収金の状況について調査を実施しており、担当者全員で情報を共有の上、各自担当校に対し適宜助言を行っている。また、未返還金に関する対応については、返金の時期や返金対象者が所在不明となった場合の対応等について、学校徴収金の会計処理基準及び学校徴収金等取扱マニュアルにより周知している。現在、学校においてより適正な会計処理が図られるよう、当課が指導・助言を行うに当たり、学校徴収金等取扱マニュアルや過去の通知等の確認・整理や、研修を行う計画などの手続を進めている。 |
| 【意見７】不適正事案についての情報共有の徹底【教育庁】 | 大阪府は、私費会計が関係する不適正事案が発生した場合における各関連部署への情報共有を徹底すべきである。 | 府立学校の私費会計における不適正事案の発生が、学校から各課に報告された場合は、公費の取扱いと同様に、処分に該当するかどうかにかかわらず教職員人事課に報告することとした。今後は、情報共有を徹底し、適切に対応していく。 |
| ３　医療的ケア等 |
| 【意見８】医療的ケア通学支援事業における保護者に対するサポート体制の充実【教育庁】 | 　大阪府は、医療的ケア通学支援事業につき、通学支援を必要とする児童、生徒が介護タクシーや同乗看護師を確保することができるよう、サポート体制を充実させるべきである。 | 医療的ケア通学支援事業の受託事業者の府ホームページへの掲載、学校に対する好事例の発信、関係機関や関係事業者への事業周知等の取組を行った結果、本事業の利用者は令和４年８月時点で86人となり、令和２年の事業開始当初に比して、約２倍となった。引き続き、関係機関との更なる連携等を図り、制度利用を更に促進していく。 |
| 【意見９】医師による巡回指導の頻度の増加を含めた対応の充実化の庁内調整【教育庁】 | 大阪府は、医師への相談事業につき、現場の教員等による適切な医療的ケアの提供をより一層可能とするよう、医師の支援学校等への巡回の頻度等の充実化の予算の確保に向けて、庁内調整に努めるべきである。 | 令和４年度は小児神経や在宅医療を専門とする医師を高度な医療的ケア等を必要とする児童生徒等が在籍する府立支援学校18校に派遣した。引き続き、府立支援学校において安全に医療的ケアを実施するよう、予算の確保を含め、実施体制の充実を図っていく。 |
| 【意見10】福祉・医療関係人材の活用をより一層推進するための庁内調整【教育庁】 | 大阪府は、府立学校における福祉・医療関係人材の活用をより一層推進するため、福祉・医療関係人材活用事業にかかる予算のさらなる確保に向けて、庁内調整に努めるべきである。 | 府立支援学校においては、在籍する児童生徒等の障がいの重度・重複化や多様化に対応するため、学校からの要望に応じて、福祉医療関係人材を配置しており、配置された理学療法士や作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等はそれぞれの専門性を発揮し、児童生徒等に対する指導のほか、教職員に技術的助言や実技指導を行っている。引き続き、予算の確保を含め、医療、福祉等の関係機関と連携し、専門的知見を踏まえた支援、指導の充実に努めていく。 |
| 【意見11】人工呼吸器等の非常用電源が確保されているか否かの点検及び対応【教育庁】 | 大阪府は、非常時における人工呼吸器等の医療的ケアに必要な電源が確保されているのかについて点検し、確保されていない場合には早急に対応すべきである。 | 人工呼吸器の使用を含む、医療的ケアを必要とする児童生徒等が在籍する府立支援学校26校全てに、非常時の使用を可能とする発電機やポータブル電源等が配備されていることを確認した。 |
| ４　いじめ対策 |
| 【意見12】スクールカウンセラーの増員を含めた対応の充実化の検討【教育庁】 | 　大阪府は、各府立学校におけるスクールカウンセラー等の心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の増員を含め、いじめの防止等の対策の充実化を検討するべきである。 | 府の厳しい財政状況を鑑みると、府立学校（府立支援学校を除く。）に対し、直ちにスクールカウンセラーを増員することは困難であるが、スクールカウンセラーに対する連絡協議会の研修内容等を充実することで、スクールカウンセラーの資質向上を図った。府立支援学校に対しては、福祉医療関係人材活用事業により、要望のある全ての府立支援学校へ、いじめ事案の対応を含む心の問題に関する指導・助言を行う公認心理師や臨床心理士を配置している。また、いじめの防止等の対策の充実を図る観点から、府立学校では、令和５年度よりいじめアンケートの回数を増やすこととしている。アンケートの回答方式について、府立学校（府立支援学校を除く。）では、従来の紙媒体による回答からWeb形式での回答への変更を予定しており、府立支援学校では、従来の紙媒体による回答に加え、Web形式での回答を導入する予定である。引き続き、事業の効果的な運用等に努めていく。 |
| 【意見13】いじめ解消の判断事例の蓄積及び府立学校への周知・指導【教育庁】 | 　大阪府は、いじめ解消の判断事例を蓄積し、その結果を各府立学校に周知・指導すべきである。 | 包括外部監査結果報告書でも述べられているように、いじめの内容や被害児童等への影響は千差万別であり、いじめ解消の判断基準を画一的に決定することは困難である。その一方で、各府立学校のいじめ事案の対応力を向上させていく必要があることから、令和５年２月に各府立学校の生徒指導主事等を対象に実施する「生徒指導推進フォーラム」の中で、いじめ対応の好事例を全校で共有した。 |
| ５　大阪府立河南高等学校 |
| 【意見14】同窓会費の徴収方法の改善【教育庁】 | 大阪府は、河南高校の校長が同窓会から委任を受けている同窓会費の徴収に際して、徴収前に、同窓会から生徒又は保護者に対して同窓会への加入が強制ではない旨説明させる機会を設けるよう指導すべきである。 | 現状、卒業前に行っている同窓会への加入等案内については、本校同窓会と調整の上、同窓会費の徴収に先立って生徒・保護者に十分な説明を行うよう改善に努める。 |
| 【意見15】アンケートに基づくいじめ認知件数といじめの実態の把握方法についての検討【教育庁】 | 大阪府は、河南高校の令和２年度のいじめ認知件数が０件だったことを踏まえ、同校がいじめの事実を看過している可能性を踏まえ、積極的にいじめの実態を把握する施策の実施を検討するべきである。 | 各学校の生徒指導主事等を対象に実施する「生徒指導推進フォーラム」（令和５年２月実施）の中で、いじめについては、どの学校でも誰にでも起こり得る事象であることを改めて周知徹底した。また、いじめの防止等の対策の充実を図る観点から、令和５年度よりいじめアンケートの回数を増やすとともに、これまでの紙媒体による回答からWeb形式での回答への変更を予定している。 |
| ６　大阪府立淀川工科高等学校 |
| 【意見16】特色を伸ばす取組みの実施【教育庁】 | 大阪府は、淀川工科高校が高大連携重点型の対象校となっているという同校の特色を伸ばす取組みを実施すべきである。 | 他大学等との連携については、現在検討中であり、指定校推薦枠については、令和４年度より、さらに滋慶医療科学大学・大阪キリスト教短期大学の２校を追加した。 |
| 【意見17】いじめアンケートの方法の工夫【教育庁】 | 大阪府は、淀川工科高校におけるいじめアンケートの方法につき、生徒らが周囲に極力影響されずに回答することが出来るよう、工夫すべきである。 | 令和５年度より、これまでの紙媒体による回答からWeb形式での回答への変更を予定している。それにより、生徒が安心できる場所、時間帯でアンケートを回答できる環境を整える。 |
| ７　大阪府立茨木支援学校 |
| 【意見18】私費会計における残存債権に関する適切な対応【教育庁】 | 大阪府は、茨木支援学校において、私費会計で残存している債権について、同校が自ら消滅時効の完成の有無や回収の見込み等を総合的に検討し、放棄などの整理又は具体的な回収のための対応を進めていくべきである。 | 過年度未納者に対する納付依頼を行うとともに、回収見込みの可能性の有無、費用対効果等にも鑑みて、施設財務課との連携を図りながら債権の整理を進めていく。 |
| 第３　労務管理・人事制度に係る監査の結果及び意見 |
| １　労働時間管理 |
| 【意見19】教員の持ち帰り業務の発生状況を把握する仕組みの導入【教育庁】 | 大阪府は、府立学校の管理職に対し、面接等での各教育職員からの持ち帰り業務発生状況の定期的な聴き取りを要請する、一定時間以上の持ち帰り業務が発生した場合にはSSCへの入力を求めるなど、教育職員の持ち帰り業務の発生状況を把握することが可能となる仕組みの導入を検討すべきである。 | 教員の持ち帰り業務の発生状況を把握する仕組みについては、様々な課題もあり、現在、仕組みづくりに向けて関係課と調整を行っているところである。 |
| 【意見20】「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する要綱」第４条の上限時間の超過状況を把握する制度の導入【教育庁】 | 大阪府は、「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する要綱」の定める原則的な上限時間の超過に関する実態を把握する制度を導入すべきである。 | 令和４年９月から、府立学校の教育職員が時間外在校等時間が30時間以上となった場合、本人及び管理職に対し、当月内に注意喚起を行うメール（アラーミングメール）を送信する取組を始めた。 |
| 【意見21】「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する要綱」第５条及び第６条の適用があった事例の把握【教育庁】 | 大阪府は、「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する要綱」第５条及び第６条の例外的な上限時間が適用された実例の有無や件数を把握する制度を整備するべきである。 | 例外的な上限時間が適用された実例の有無や件数を把握する仕組みについては、現在、検討しているところ。 |
| 【意見22】SSCの利便性に関する定期的な各府立学校からの意見の聴取【教育庁】 | 大阪府は、SSCの利便性について、不定期の調査ではなく、定期的に各府立学校の管理職職員から聴き取りを行うなどしてその実際の利便性を把握し、システムの改善に反映することが望ましい。 | 学校現場におけるSSCの利便性を把握するため、府立学校教頭会に利便性等についての意見集約をお願いし、意見を伺った。今後、定期的にこのような機会を設け、意見聴取することで、システムの改善に反映していく。 |
| ２　部活動指導員 |
| 【意見23】「大阪府立学校部活動指導員バンク」の電子データベース化実行による業務円滑化【教育庁】 | 大阪府は、部活動指導員バンクに係る業務の円滑化のため、 速やかに部活動指導員バンクの電子データベース化を進めるべきである。 | 部活動指導員の登録情報については、各府立学校から部活動指導員の配置申請があった場合、申請を満たす部活動指導員を容易に検索できるようにするため、従来のマザーデータ（Excelファイル）に加え、令和３年度から全ての履歴書のPDFデータ化を行った。電子データベース化の費用対効果、導入の可否等について、「部活動大阪モデル」の中で検討していくこととした。 |
| 【意見24】指導実績証明書の記載方法についてのルールの策定【教育庁】 | 大阪府は、「『大阪府立学校部活動指導員バンク』登録者募集要項」において、指導実績証明書に記載した実績については、登録申込書の指導歴・職歴にもこれに対応する実績を記載すべきことを定めるなど、指導実績証明書の記載方法についてのルールの策定を行うべきである。 | 「大阪府立学校部活動指導員バンク」登録者募集要項において、登録申込書の「競技・種目等の活動歴、指導歴等」欄には、指導実績証明書に記載された内容を必ず記入するように明記した。 |
| 【意見25】指導実績証明書の作成者についてのルールの策定【教育庁】 | 大阪府は、「『大阪府立学校部活動指導員バンク』登録者募集要項」において、指導を委託した団体の名義で作成すべきことを定めるなど、指導実績証明書の作成者についてのルールの策定を行うべきである。 | 「大阪府立学校部活動指導員バンク」登録者募集要項において、登録申込書に添付する指導実績証明書の作成者は、指導者として従事した団体名義とする旨記載した。 |
| ３　スクールソーシャルワーカー |
| 【意見26】スクールソーシャルワーカー未配置校の実情及び意見の定期的な把握【教育庁】 | 大阪府は、スクールソーシャルワーカー未配置の府立学校の実情及び意見を定期的に把握する機会を設け、その実情及び意見をスクールソーシャルワーカー関連事業の実施方針や配置校の決定にあたって考慮することが望ましい。 | 令和４年度については、全ての府立高校、府立中学校及び５校の府立高等支援学校に対してスクールソーシャルワーカーの配置の有無や派遣回数について希望調査を行い、希望校に配置した。（配置校数：令和４年度102校、令和３年度37校）　スクールソーシャルワーカー未配置校については、高度な専門性を有するスクールソーシャルワーカースーパーバイザーが定期的に府立高校及び府立中学校を訪問し、支援を行っている。また、支援学校を含む全ての府立学校長を通して意見を聴取し、実情を把握するとともに、「府立学校スクールソーシャルワーカー(SSW)定期相談会」を活用し、関係機関との連携のもと、適切な対応や取組を進めている。 |
| ４　研修制度 |
| 【意見27】受講義務がない研修の受講率の向上【教育庁】 | 大阪府は、教育センター主催の研修のうち、受講義務がない研修（総合研修のうち受講義務がないもの、課題別研修及び授業力向上研修）について受講率を向上させる方策を検討するべきである。 | 府教育センターでは、Web研修を多用し（R４：約35％）、教職員がより受講しやすい体制を整えた。また、府教育センターWebサイトのトップページや、同サイト上に設けている「研修対応ポータルサイト」について、研修情報がよりわかりやすくなるよう更新し、その周知を行った。さらに、研修既受講者に対して、グループウエア等を活用して、研修情報等の発信を行った。引き続き、教職員のニーズに沿った魅力的な研修を計画し、多様な実施方法を用いるとともに、効果的な研修情報の発信に努める。 |
| ５　人事評価 |
| 【意見28】授業アンケートの実施状況の把握【教育庁】 | 大阪府は、各府立学校における授業アンケートの実施状況を把握するよう努めるべきである。 | 各府立学校における授業アンケートについて、令和３年度実施分からその実施状況（実施回数（実施日）及び実施回ごとの結果の平均値）を把握することとし、令和４年８月４日付け教職企第1556号「令和４年度自己申告票提出状況、目標設定面談実施状況等に関する調査」による調査時に回答を求めた。 |
| ６　教職員による不祥事への対応 |
| 【意見29】不祥事に対する再発防止策検討体制の整備【教育庁】 | 大阪府は、各府立学校において不祥事が発生した場合には、不祥事発生の原因を究明し、再発防止策を検討できる各課横断的な体制を整えるべきである。 | 府立学校において不祥事が発生した場合、学校から担当課に報告がなされ、懲戒処分に該当しないと担当課が判断した事案についても教職員人事課と情報共有し、服務上の措置等の検討を行っている。また、懲戒処分等を行った事案については、これまでも担当課と情報共有し、再発防止に努めており、例えば、私費会計に関する懲戒処分事案については、事案を踏まえて担当課が学校査察等を通じて指導を行うとともに、庁内ＨＰの学校会計事務ポータルサイトにおいて不適正事案に係る注意喚起を行っている。今後とも、不祥事の再発防止に向けて、効果的な取組を進めていく。 |
| 第４　入札・契約事務に係る監査の結果及び意見 |
| ２　入札・契約事務に係る全般的事項 |
| 【意見30】契約内容を構成する仕様書を効率的に特定できる方法での契約書作成の検討【教育庁】 | 大阪府は、教育庁の所管する令和３年度大阪府公立高等学校入学者選抜学力検査問題の印刷及び大阪府立図書館情報システム運用管理業務に係る契約書につき、当該仕様書を契約書とともに袋綴じにするなどして、契約内容を構成する仕様書の特定を効率的に行えるような作成方法を検討すべきである。 | 令和４年度大阪府公立高等学校入学者選抜学力検査問題の印刷の仕様書については、契約書とともに袋綴じを行うことにより、対応した。令和５年度に更新を予定している大阪府立図書館情報システム運用管理業務に係る契約書については、仕様書を契約書とともに袋綴じにする。 |
| ３　令和３年度大阪府公立高等学校入学者選抜学力検査問題の印刷 |
| 【意見31】随意契約理由書の記載における随意契約理由の正確な反映【教育庁】 | 大阪府は、令和３年度大阪府公立高等学校入学者選抜学力検査問題の印刷に係る随意契約について、随意契約締結を決定した際に実際に検討された具体的な理由を、随意契約理由書の記載に正確に反映すべきである。 | 令和４年度大阪府公立高等学校入学者選抜学力検査問題の印刷に係る随意契約理由については、想定する危険の内容を「入学者選抜を実施する前に、問題を作成し、保管している業者が広く受験者等に知れることとなり、漏えいの危険性が十分ある」旨の理由を記載し、随意契約を締結した。 |
| 【意見32】比較見積書省略理由の論理的整合性の検証【教育庁】 | 大阪府は、令和３年度大阪府公立高等学校入学者選抜学力検査問題の印刷の随意契約に係る比較見積書省略理由の論理的整合性を今一度検証すべきである。 | 令和５年度大阪府公立高等学校入学者選抜学力検査問題の印刷に係る随意契約について、契約を締結した業者以外にも複数の業者（４社）に対し見積依頼をしたが、本案件の履行が不可能である旨の連絡と辞退届の提出があった。令和６年度大阪府公立高等学校入学者選抜においては、本案件について対応可能な事業者を探し、見積書を徴取するよう対応を検討する。 |
| 【意見33】契約に基づく徴求書類の記載事項に遺漏がないか否かの確認の徹底【教育庁】 | 大阪府は、受注者から契約に基づく徴求書類が提出された場合、その記載事項に遺漏がないか否かの確認をより徹底して行うべきである。 | 令和４年度大阪府公立高等学校入学者選抜学力検査問題の印刷の徴求書類については、記載事項に遺漏がないことを確認の上、徴取した。 |
| ５　大阪府立中学校・高等学校におけるネットワーク構築に関する委託契約 |
| 【意見34】随意契約を選択した際の根拠資料の保管【教育庁】 | 大阪府は、随意契約の方法により契約を締結するに当たっては、法令適用の根拠となる資料を事後的検証が可能な形で保管するべきである。 | ご指摘を受けたネットワーク構築の契約に関連する令和４年度の契約である「大阪府立中学校・高等学校ネットワーク機器等NTP設定変更および無線アクセスポイント新規SSID作成業務」の委託に係る随意契約締結については、随意契約締結を決定した具体的な理由（客観的判断）を随意契約理由書に詳細に記載した。同様に今後の契約については事後的検証が可能な形で保管する。 |
| ６　令和２年度府立学校教職員ストレスチェック制度に関する業務（単価契約） |
| 【意見35】契約単価の検証【教育庁】 | 　大阪府は、本件ストレスチェック業務の委託契約にあたり、契約単価の妥当性・合理性・適正性について十分に検証するべきである。 | ストレスチェックの実施を紙受検からWeb受検を基本とする方式に変更したことで、一般競争入札により委託業者を決定することが可能となり、令和３年度から一般競争入札を実施している。 |
| ７　大阪府立園芸高等学校他２校常駐警備業務 |
| 【意見36】園芸高校における常駐警備業務の委託の妥当性の精査【教育庁】 | 大阪府は、大阪府立園芸高等学校他２校常駐警備業務に関し、園芸高校おいて、常駐警備業務を委託することの妥当性を精査すべきである。 | 園芸高校については、非常に広大な敷地を持ち、校舎だけではなく、野菜や果樹等の実習場や温室を抱え、また、牛や豚等の動物も飼育しており、他校とは性質を異にする学校であるが、この度の指摘を受けて、令和４年度に、学校敷地内に侵入できる箇所（屋外）に画像センサーを設置することの可否や費用面について検討するため、業者に相談を行ったところ、「画像センサーは電源をつないで強固な天井に設置する仕様となるが、敷地外から侵入できる場所は屋外であり、画像センサーを設置することは困難である」という見解であった。一方、常駐警備を取りやめた場合、施設の損傷のみならず、野菜や果樹等の実習場や温室、牛や豚等の動物に対する被害まで生じる恐れがあることから、他校と同様の機械警備のみの体制にすることは良好な学校環境を図る上で好ましくない。そのため、引き続き、常駐警備による警備体制を敷くことを考えている。 |
| 【意見37】適切な委託業務の範囲の妥当性についての庁内の調整等【教育庁】 | 大阪府は、大阪府立園芸高等学校他２校常駐警備業務に関し、機械警備業務等と常駐警備業務とのいずれもを委託する場合においては、大阪府にとってより有利となるような委託範囲となるよう、庁内での調整の必要性も含めて検討すべきである。 | 従来は、機械警備の入札で決定した警備業者と、常駐警備の業務を随意契約していたが、府にとってより有利な結果になるよう、今後、園芸高校及び豊中高校能勢分校（※）の機械警備及び常駐警備をまとめて入札することを視野に入れ、庁内関係部局と協議・検討していく。（※）槻の木高校は令和５年度からの新規契約より機械警備のみ |
| 【意見38】設計内訳書と見積書の乖離にかかる問題意識の庁内共有【教育庁】 | 大阪府は、大阪府立園芸高等学校他２校常駐警備業務において、設計内訳書の金額と見積書の金額が大きく乖離していることに鑑み、大阪府が過大な設計をしていないか、事業者の提出する見積書の金額で適正な委託業務が可能なのかについて、問題意識を庁内で共有すべきである。 | 従来は、機械警備の入札で決定した警備業者と、常駐警備の業務を随意契約していたが、設計内訳書の金額と見積書の金額の乖離の問題や、事業者が提出する見積額で適正な委託業務が可能であるかの不安をより払拭するためにも、今後、園芸高校及び豊中高校能勢分校（※）の機械警備及び常駐警備をまとめて入札することを視野に入れ、庁内関係部局と協議・検討していく。（※）槻の木高校は令和５年度からの新規契約より機械警備のみ |
| 第５　債権管理に係る監査の結果及び意見 |
| １　高等学校等使用料（入学料） |
| 【意見39】時効管理の徹底及び徴収停止の検討【教育庁】 | 大阪府は、本債権について消滅時効の完成を防止するために時効管理を徹底するべきである。 | 本債権は既に令和３年度末で消滅時効が完成し、不納欠損処理済みである。今後は、時効管理の徹底に努める。 |
| ２　高等学校等使用料（授業料） |
| 【意見40】債権管理回収事務に関する人員体制の強化【教育庁】 | 大阪府は、未納の授業料債権の管理回収事務が十分に遂行できるよう施設財務課の人員体制を強化するべきである。 | 人員体制や、管理回収事務について外部に委託することを含め、現在対応を検討中。 |
| 【意見41】大阪府立学校授業料等徴収事務取扱要領への支払督促以外の法的手段の記載【教育庁】 | 大阪府は、大阪府立学校授業料等徴収事務取扱要領に、支払督促以外の法的手段の手順を定めるべきである。 | 大阪府立学校授業料等徴収事務取扱要領に、支払督促以外の法的手段の手順を定めることに向けて、現在対応を検討中。 |
| 【意見42】大阪府立学校授業料等徴収事務取扱要領への徴収困難案件の扱いの記載【教育庁】 | 大阪府は、大阪府立学校授業料等徴収事務取扱要領に、徴収困難案件についての徴収停止等の徴収緩和の手順を定めるべきである。 | 徴収緩和の導入に当たっては、学校現場との調整が必要なことから、現在慎重に対応を検討中。 |
| 【意見43】債権管理台帳への消滅時効の起算日と完成日の欄の設置【教育庁】 | 大阪府は、本債権に関する債権管理台帳に、本債権の消滅時効の起算日と完成日の欄を設置するべきである。 | 現在の「大阪府立学校授業料等徴収事務取扱要領」に定める滞納調書を、新規に発生する債権から、債権回収・整理マニュアルに定める債権管理簿に変更するためには、学校現場との調整が必要なことから、現在対応を検討中。 |
| ３　高等学校等使用料（授業料に係る延滞金） |
| 【意見44】時効管理の徹底【教育庁】 | 大阪府は、本債権について消滅時効の完成を防止するために時効管理を徹底するべきである。 | 本債権の時効管理の徹底に向けて、現在対応を検討中。 |
| ４　高等学校等使用料（空調使用料） |
| 【意見45】債権回収・整理計画における分類及び速やかな整理【教育庁】 | 大阪府は、債権残額が少額である債務者について、債権回収・整理計画の作成にあたって、回収が見込めない債権については整理対象債権に区分し、速やかに不納欠損処理に向けた整理を行うべきである。 | 本債権（空調使用料）は授業料の一部として一体の債権となっていることから、空調使用料のみを整理対象債権に区分することについて、現在慎重に対応を検討中。 |
| ５　給与等過誤払金返納金 |
| 【意見46】債権回収・整理計画における分類及び速やかな整理【教育庁】 | 大阪府は、債権残額が3,942円である債務者について、債権回収・整理計画の作成にあたって、回収が見込めない債権については整理対象債権に区分し、速やかに不納欠損処理に向けた整理を行うべきである。 | 令和４年３月31日に消滅時効期間が完成したため、当該債権については、大阪府財務規則第33条の規定に基づき、不納欠損処理した。 |
| 【意見47】早期の法的措置の検討【教育庁】 | 大阪府は、債権残額が120,000円である債務者について、早期の法的措置を検討するべきである。 | 債務者からの納付相談を受け、現在、返済の再開に向けて財産調査等の手続を進めている。引き続き、分割納付に係る協議を進めるとともに、法的措置を含めた債権回収の可能性を検討する。 |
| ６　退職手当金返納金 |
| 【意見48】より効率的な債権回収計画の策定の検討【教育庁】 | 大阪府は、本債権についてより効率のよい回収計画の策定を検討するべきである。 | 改めて、債権特別回収・整理アドバイザーである弁護士に相談を行い、方策としては、動産執行が考えられるとのアドバイスを受け、誓約した定期的な返済が滞った場合には、動産執行を視野に入れ検討することとし、それまでは現在の定期的な返済管理及び年に一度の交渉時に返済額の増額を目指す。 |
| ７　高等学校雑入（授業料等法的措置裁判費用） |
| 【意見49】債権整理の方針の検討【教育庁】 | 大阪府は、本債権について回収に向けた措置をとるか徴収停止にするかの方針を検討・選択し、債権の整理を行うべきである。 | 本債権への対応の方針について、現在検討中。 |
| 第６　教育機関に係る監査の結果及び意見 |
| １　大阪府教育センター |
| 【意見50】施設の有効利用【教育庁】 | 大阪府は、教育センター施設の有効利用を図るべきである。 | 教育センター施設については、令和４年度から実験室の１室を小中学校課に貸出し、オンラインを活用した日本語指導を行う「日本語指導ルーム」として有効利用した。今後も、施設の本来の用途又は目的を妨げない限度において、有効利用を検討していく。 |
| 【意見51】カリナビのニーズに合った適切な運営【教育庁】 | 大阪府は、カリナビにかかる教員のニーズを把握し、教員の利便性や費用対効果等を踏まえた適切な運営方法を検討すべきである。 | カリキュラムマネジメント機能の充実を図るためには、カリナビの維持は必要不可欠と考える。本年度は教育センターでPTを立ち上げ、カリナビの利便性を高めるため、「オンライン相談の開設」と「HPの刷新（参考資料等の集約発信を含む）」を行った。その結果、令和５年１月末までの来所者数は2,127名となった。（前年度１月末425名） |
| 【意見52】調査・研究の成果物に関する情報発信の強化【教育庁】 | 大阪府は、教育センターにおける調査・研究の成果物がより多くの教員に利用されるよう、情報発信の方法を見直し、強化すべきである。 | 　令和３年度までは、調査・研究の成果物の広報は教育センターWebページへの掲載による発信のみであった。令和４年度は、令和３年度に各室が行った調査・研究の成果物等刊行物を一枚にまとめたフライヤーを作成し、府内全域の教育機関及び全国の都道府県指定都市教育センター所長協議会等に積極的に周知を図るとともに、情報発信を行った。 |
| ２　教育庁所管の公の施設一般 |
| 【意見53】指定管理者制度運用マニュアルに沿った選定方法の決定【教育庁】 | 大阪府は、教育庁所管の公の施設に関する指定管理者の選定において、指定管理者制度運用マニュアルに沿った選定方法を決定すべきである。 | 　今後の選定方法の決定に当たり、指定管理者制度運用マニュアルの内容を踏まえ、慎重に検討を行う。 |
| 【意見54】指定管理者制度運用マニュアルの趣旨を踏まえた指定期間の設定【教育庁】 | 大阪府は、教育庁所管の公の施設に関する指定管理者の選定において、指定管理者制度運用マニュアルの趣旨を十分に踏まえて指定期間を設定するべきである。 | 当時設定した指定期間は、「公の施設の指定管理者制度に係る運用マニュアル」の趣旨、要件を満たし、適切に手続を経た上で、設定したものと認識している。今後、次期指定管理者の公募においても、同マニュアルの趣旨を踏まえ適切に行っていく。 |
| 【意見55】指定管理者制度導入の適否に関する検討【教育庁】 | 大阪府は、教育庁所管の公の施設に関して、各施設における指定管理者への応募者数及び当該施設の性質も踏まえ、指定管理者制度を維持すべきか否かを検討するべきである。 | 公の施設の運営方法については、府民ニーズに合致した質の高いサービスの提供と効率的な施設運営を行うために指定管理者制度を活用する必要があるとの結論に至った。ご提案のような手法については、必要に応じて検討する。 |
| 【意見56】施設の老朽化に対する対策【教育庁】 | 大阪府は、教育庁所管の公の施設に関して、当該施設の老朽化に伴って予想される維持費の増加を踏まえ、施設維持費の確保のための対策を検討すべきである。 | 施設を保有する必要性を検討した結果、教育庁所管の公の施設は、地域の教育力の向上やスポーツの振興に資するために設置された重要な施設であることから、公の施設として府民ニーズに合致した質の高いサービスを提供し続ける必要があるとの結論に至った。そのため、引き続き、公の施設として府民ニーズに合致した質の高いサービスを提供するため、大阪府ファシリティマネジメント基本方針に基づき、計画的な改修を実施し、長寿命化により維持･更新経費の軽減･平準化を図り、施設の適切な維持管理に努める。 |
| 【意見57】参考価格の算出方法に関するノウハウの蓄積【教育庁】 | 大阪府は、教育庁所管の公の施設に関して、指定管理者へ支払う指定管理料の参考価格の算出方法に関して、各担当課を横断してノウハウを共有し、ノウハウを蓄積できる体制を整えるべきである。 | 今後は、参考価格の算出方法に関するノウハウを共有、蓄積できるよう、公の施設の担当者同士で資料を共有するなどしていく。 |
| 【意見58】指定管理者に対する評価方法の在り方【教育庁】 | 大阪府は、教育庁所管の公の施設に関する指定管理者のモニタリング評価の方法について、管理状況のみならず、管理による結果についても評価可能な評価指標を用いて評価すべきである。 | 指定管理運営業務の評価については「サービスの向上を図るための具体的な手法」と「効果」を評価対象とし、利用者満足度調査の結果などにより、住民サービスの向上が図られたかの評価を行っており、必要に応じて、新たな評価指標について検討する。 |
| ３　大阪府立中之島図書館 |
| 【意見59】共同事業体を指定管理者にすることの適否に関する検討【教育庁】 | 大阪府は、中之島図書館の管理方法として、共同事業体を指定管理者にすることの適否について検討すべきである。 | 中之島図書館の管理運営に当たっては、文化事業等図書館の魅力向上と効率的な施設の管理運営を行うため、指定管理者制度を活用することとしており、指定管理者募集の際には、大阪府の「公の施設の指定管理者制度に係る運用マニュアル」に資格要件例として「会社法上の会社（中略）若しくは複数の法人等が構成するグループであること。」との記載があることから、単独法人等若しくは共同企業体を応募資格としている。今後も、指定管理者制度の活用目的を果たすため、次期指定管理者の募集において、大阪府のマニュアル等に基づき申請者の資格要件を検討していく。 |
| 【意見60】重要文化財としての施設の維持に関する検討【教育庁】 | 大阪府は、中之島図書館が重要文化財として多額の維持管理費用を要する施設であることを踏まえ、施設の利用から維持管理費用を捻出できる体制を構築することも検討すべきである。 | 重要文化財である図書館本館及び左右両翼棟については、将来にわたって保存し活用できるよう平成25～26年度に耐震補強工事を実施し、令和３年度からは書庫棟改築工事にも着手し、図書館として引き続き活用することとしている。なお図書館法上、公立図書館は図書館としての利用に対価を徴収することができないことから、図書館以外の利用方法により収益を図ることにならざるを得ないが、一定区画を図書館以外の利用方法に供することは、現施設の利用状況から困難である。なお、平成25年10月には、大阪府立中之島図書館あり方検討タスクフォース報告書において、耐震補強工事終了後の中之島図書館の有効活用について検討し、図書館以外の美術館・博物館等の用途への転用も検討したが、重要文化財であるがゆえの物理的な困難（外壁・内壁の変更不可、搬出入用開口部の確保不可）を伴うとともに、改修に莫大な経費と時間を要するなど現実的にかなり難しいとされた経緯があり、その状況は現時点においても変わらない。 |
| 【意見61】カフェスペースの賃借人からの共益費及び水道光熱費の徴収方法【教育庁】 | 大阪府は、中之島図書館のカフェスペースの賃貸借契約書に賃借人からの共益費及び水道光熱費の条項を置くべきである。 | 令和４年８月１日付けで変更契約書を締結し、賃借人が共益費及び水道光熱水費を指定管理者に支払う条項を追加した。 |
| 【意見62】本部経費の算定根拠の検討【教育庁】 | 大阪府は、中之島図書館の指定管理者の本部経費について、その算定根拠の相当性について検討すべきである。 | 年度報告時に本部経費の算定の考え方及び計算方法について指定管理者から説明を受け、その相当性について確認する。 |
| ４　大阪府立漕艇センター |
| 【意見63】漕艇センターの管理運営の在り方の検討【教育庁】 | 大阪府は、漕艇センターの管理運営に関して、指定管理者制度を維持することの適否はもちろん、大阪府立の施設として運営されるべきものかどうかも含めて、そのあり方を検討すべきである。 | 漕艇センターのあり方について検討した結果、府内に同種の施設がなく、都市公園内に位置し、民間による建物管理も困難であることから、府立施設として指定管理者による管理を続けることとしており、今後とも必要に応じて、公の施設の在り方について検討する。 |
| 【意見64】漕艇センターを利用するに当たってのルールの作成及び周知【教育庁】 | 漕艇センターの指定管理者は、漕艇センターを利用するに当たってのルールを定め、利用者に周知すべきである。 | 大阪府立漕艇センター施設利用規則を制定し、漕艇センターを利用するに当たってのルールを規定した。 |
| 【意見65】艇庫内の艇の管理の徹底及びトラブル時のルールの作成【教育庁】 | 漕艇センターの指定管理者は、艇庫内の管理を徹底して艇の破損によるトラブルを未然に防止するとともに、トラブルが生じた場合のルールも策定すべきである。 | 大阪府立漕艇センター施設利用規則を制定し、トラブルが生じた場合のルールについて規定した。 |
| 【意見66】艇庫内の私物管理のルール策定【教育庁】 | 漕艇センターの指定管理者は、艇庫内の私物管理のルールを策定し、利用者に周知するべきである。 | 大阪府立漕艇センター施設利用規則を制定し、艇庫内の私物管理のルールについて規定した。 |
| 【意見67】基本修繕費の定義の明確化、維持補修のリスク分担の検討【教育庁】 | 大阪府は、漕艇センターの指定管理に関して、指定管理者による負担すべきとされる基本修繕費の定義を明確化した上で、維持補修のリスク分担の在り方を検討するべきである。 | 　基本修繕費は、既存施設設備の維持管理のための費用とすることと府と指定管理者間で明確化した。維持補修すべき事項の検討に当たっては、府と指定管理者との間で協議する機会を設け、事項ごとに費用負担者を決定する仕組みを導入することとする。 |
| 【意見68】施設利用料金の徴収方法の検討【教育庁】 | 大阪府及び漕艇センターの指定管理者は、施設の利用料金の徴収方法としてより適切な内容を検討するべきである。 | 大会主催者からの利用料金の徴収など適切な利用料金の徴収方法については、府と指定管理者との間で協議を継続する。 |
| 【意見69】施設の効率的利用【教育庁】 | 大阪府及び漕艇センターの指定管理者は、施設の効率的利用のための方策を検討すべきである。 | 宿泊施設の整備や会議室の利用方法の検討など効率的利用の方策については、府と指定管理者との間で協議を継続する。 |
| 【意見70】施設利用方法の徹底【教育庁】 | 漕艇センターの指定管理者は、施設の利用方法を徹底するべきである。 | 大阪府立漕艇センター施設利用規則を制定し、指摘された駐車場について、原則、敷地内は駐車禁止であることを規定し、施設の利用方法を徹底することとした。 |
| 【意見71】利用が見込まれる物品購入の徹底【教育庁】 | 大阪府は、漕艇センターに設置する物品を購入するに当たっては、多数の利用が見込まれる物品を購入するよう徹底すべきである。 | 全国高等学校総合体育大会ボート競技大会の開催のために購入したクォドルプル艇は、令和３年度において延べ294回利用されており、今後も同数程度の利用が見込まれる。なお、新規艇については、利用が集中しないよう、利用による劣化が概ね同種の全ての艇で均等になるよう艇庫の上段に保管している。今後とも物品購入に当たっては、より多くの利用が見込まれる物品を購入予定物品とする。 |
| ５　大阪府立弥生文化博物館 |
| 【意見72】博物館機構との一体的運営に関する検討の深化【教育庁】 | 大阪府は、大阪府立の博物館等の博物館機構との一体的運営に関し、より一層、大阪市等とのスケジュール調整を適切にし、庁内でも意思決定を正確にしつつ、弥生文化博物館等の博物館等が効率的かつ効果的に運営できるよう、検討を深めるべきである。 | 　大阪市等との協議の結果、(地独)大阪市博物館機構への合流（一体的運営）に替え、広報や調査研究・展示など事業面での連携を進めることとした。 |
| 【意見73】書籍の保存方法の検討【教育庁】 | 大阪府は、弥生文化博物館で保管されている書籍の適切な保存方法を検討すべきである。 | 　発掘調査報告書のデジタル化の取組の進展を注視しつつ、引き続き検討を行う。 |
| 【意見74】実態を踏まえた本部人件費の検証【教育庁】 | 大阪府は、弥生文化博物館の指定管理者に管理を委託するにあたり、指定管理者が計上する本部人件費が実態を踏まえた適切な金額となっているか、検証すべきである。 | 　指定管理者制度運用マニュアルの内容に基づき、本部人件費について、引き続き適切な取扱いに努める。 |
| 第７　外郭団体に係る監査の結果及び意見 |
| １　公益財団法人大阪府文化財センター |
| 【意見75】成果測定指標の見直し【教育庁】 | 文化財センターは、その実施する様々な取り組みをより適切に評価するため、最重点目標の成果測定指標について、その指標の細分化や集計方法の見直しを検討すべきである。 | 意見を踏まえた成果測定指標とするために、当センターにおける令和４年度以降の戦略目標の一つである「埋蔵文化財発掘調査成果の活用」の成果測定指標については、発掘調査の現地公開、調査成果の動画配信、セミナー等の実施件数に改めることとし、中期経営計画（令和４年度～令和８年度）に反映した。 |
| 【意見76】受託事業の精算スケジュールの見直し【教育庁】 | 文化財センターは、受託する発掘調査事業の中で、経費の実績精算が行われるものについて、その経費の発生実績が適切に集計可能なスケジュールとなるよう、発注者（大阪府）と十分に協議し、発注者の協力を得たうえで、精算スケジュールを見直すべきである。 | 現在、発掘調査業務委託契約を締結する枚方土木事務所、八尾土木事務所、モノレール建設事務所に対し、適切な実績精算が行えるよう協力を求めたところ、継続的に協議を実施することになった。 |
| ２　一般財団法人大阪国際児童文学振興財団 |
| 【意見77】中期経営計画の策定【教育庁】 | 国際児童文学振興財団は、法人の中長期的な事業目標・財務目標とこれに至る道筋を示した中期経営計画を策定し、これに基づいた法人運営を行っていくべきである。 | 令和３年度決算を基本に10年程度の期間の中期経営計画を策定し、令和４年度末の役員会において審議する予定である。 |
| 【意見78】公益目的支出計画の見直し【教育庁】 | 国際児童文学振興財団は、現状の公益目的支出計画における完了予定日に計画の完了が見込まれていないことから、公益目的支出計画を実態に則した内容に変更し、その認可を受けるべきである。 | 公益目的支出計画の変更については、かねてより行政庁に相談してきたところ。公益目的支出計画の変更に当たっては、中期経営計画と整合を図る必要があるため、中期経営計画策定の中で併せて対応していく予定である。 |
| 【意見79】収益事業の収支改善策の検討【教育庁】 | 国際児童文学振興財団は、継続的に赤字となっている寄贈資料受入受託事業について、経費削減や収入増加に向けた働きかけなどの収支改善策の一層の検討を進めるべきである。 | 寄贈資料受入受託事業については、今後とも経費削減に努めるとともに、委託金の増額に向けた働きかけを行っていく。 |